

土地改良施設維持管理適正化事業（公共）

【3, 312（3, 297）百万円】

対策のポイント

農業水利施設の定期的な整備補修等に対し国が助成することによって、社会的資産である施設の管理の適正化を図ります。

<背景／課題>

- ・農業水利施設については、その機能を最も効率的かつ経済的に維持するため、**既存の施設の有効活用・長寿命化**とともに、効率的な更新整備や保全管理の充実を図ることが必要です。
- ・土地改良施設維持管理適正化事業は、**土地改良区等施設管理者が定期的な整備補修を行うこと**として、一定期間資金を拠出しあって対象施設の整備補修を実施するものです。

政策目標

農業水利施設に対する管理意識の昂揚を図りつつ、適期的確な整備補修による施設の機能の保持と耐用年数を確保

<主な内容>（下線部は拡充内容）

農業水利施設の機能の保持等のため必要となる整備補修の実施

- (1) 施設の機能保持のため必要となる整備補修（オーバーホール、塗装等）や望ましい生産構造の実現に資するための整備改善（揚水機の変速機の設置等）を実施します。
- (2) 予測し得ない事故や施設の老朽化等の理由により緊急に必要となる整備補修も実施することができます（緊急整備補修）。
- (3) 農業用排水施設への転落事故を防止するための安全管理施設（フェンス等）を計画的に整備します（安全管理施設整備〔1地区当たり事業費100万円以上〕）。

事業実施主体：全国土地改良事業団体連合会
補助率：資金造成額の1／3（事業費の30%）
事業実施者：土地改良区、土地改良区連合等

[お問い合わせ先：農村振興局土地改良企画課（03-3502-6006）]

土地改良施設維持管理適正化事業(拡充) 【安全管理施設整備対策事業の実施】

1 課題

- 農村地域が都市化、混住化したことにより、**農業用排水路への転落事故などが頻発**しており、その防止対策が喫緊の課題となっている。
- 一方、近年厳しい農業情勢であり、**土地改良区の財政状況も厳しい**。
- このような状況において、土地改良区の限られた財源の中で、**計画的に安全管理施設の設置、補修を行っていく必要がある**。

2 安全管理施設整備対策事業のフロー

ポイント

- 財政状況が厳しい土地改良区等も取り組めるよう、**3年サイクル、1地区当たり事業費100万円以上**(ただし、緊急的に行う安全管理施設の整備補修は1地区100万円未満でも対象とする)で設置、補修を行う。
- 安全管理施設整備対策事業は「**安全管理施設整備計画(仮称)**」に定められた土地改良施設を**整備の対象**とする。

1. 安全管理施設整備計画(仮称)の策定

- 事業実施者は、市町村、学校等の関係団体から意見を聞いた上で、安全管理施設整備の事業内容、必要性、管理方法等について取りまとめた「安全管理施設整備計画(仮称)」を策定。



2. 実施計画の策定

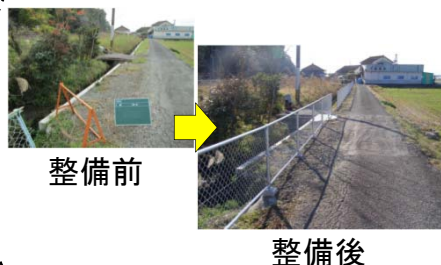
- 都道府県土連にて、上記の「安全管理施設整備計画(仮称)」及びその他適正化事業の実施要望を受け、整備補修の優先順位を判断し、「実施計画」を策定。



3. 実施計画を元に施工

3 整備のイメージ

フェンス



蓋がけ



局所的な安全対策



土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業（公共）

【8（8）百万円】

対策のポイント

土地改良施設の管理者が保管するPCB廃棄物の確実かつ適正な処理を促進するための収集運搬に要する経費の助成を10年間延長し、併せて高濃度PCB廃棄物の保管施設の老朽化に対する補修等を実施します。

<背景／課題>

- ・PCB（ポリ塩化ビフェニル）は、絶縁性、不燃性などの特性により、高圧トランス・コンデンサ等の電気機器をはじめ幅広い用途で使用されてきましたが、カネミ油症事件などその毒性が社会問題となったことから製造が中止され、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法第65号）」に基づき、平成28年度までにすべてのPCB廃棄物を処理することとされたところです。
- ・しかし、PCB廃棄物の特殊性から計画的な処理が進まず、関係法令が改正され、処理期間が平成38年度までに延長されています。
- ・また、土地改良施設に係るPCB廃棄物については、処理期間の延長に伴い、保管施設の老朽化によるPCBの漏えい等による環境汚染や紛失等のリスクが顕在化していることから、保管施設の補修等を行いつつ、処理期限までに確実かつ適正に処理していくことが喫緊の課題となっているところです。

政策目標

安定的な用水供給と良好な排水条件の確保

<主な内容>（下線部は拡充内容）

1. PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を支援

土地改良施設の管理者が保管する高圧トランス・コンデンサ等のPCB廃棄物を処理するために必要となる収集運搬に要する経費を助成します。

事業実施期間を10年間延長します。（平成28年度 → 平成38年度）

2. 保管施設の補修等

高濃度PCB廃棄物については、古いものは昭和48年から保管が始まっており、PCB廃棄物容器（トランス等）の劣化のほか保管施設の老朽化による液漏れの危険性が高まっているため、保管施設の補修等を実施し、高濃度PCB廃棄物の適正な保管を図ります。（平成29年度～平成31年度）

補助率：1／2
事業実施主体：土地改良区、市町村等

[お問い合わせ先：農村振興局水資源課（03-3591-7073）]

現状

- 処理施設の数に限られ、PCB廃棄物が多様・複雑であること等により、計画的な処理が進んでいない
- 土地改良施設に係るPCB廃棄物の長期保管による保管中の流出事故・環境汚染のおそれ



PCBを含んでいる機器の例

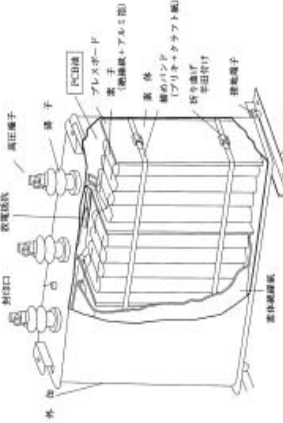
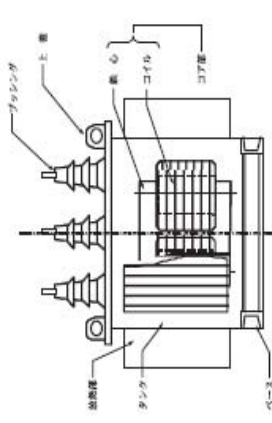
トランス内は、PCB油とトリクロロベンゼンの混合液で満たされている。



高圧トランス



高圧コンデンサ



コンデンサ内は、PCB油で満たされている。

課題

- 平成38年度までのPCB廃棄物の完全な処分
- 土地改良施設に係るPCB廃棄物の適正な管理

実施内容

- ① 土地改良施設に係るPCB廃棄物の安全かつ効率的な処理を行うための施設への運搬経費に対する助成
事業実施期間を10年間延長【拡充】
- ② 処理期限の延長に伴い老朽化した高濃度PCB廃棄物保管施設の補修等【拡充】

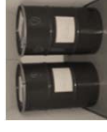
① 運搬許可業者による搬入※

② 長期保管に伴う補修等

処理施設



※高濃度PCB廃棄物の処理のための運搬は、PCB廃棄物収集運搬業の許可を有する業者かつ高濃度PCB廃棄物処理施設から搬入許可を受けた業者しかできません。



より堅固な倉庫へ保管
漏油した際の拡散防止トイレ新設

土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業（拡充・公共）

- 事業実施主体
施設管理者（市町村、土地改良区等）
- 補助率 1/2
- 事業採択要件 PCB廃棄物に係る土地改良施設
- 事業実施年度
 - ① 平成22年度～平成38年度【拡充】
 - ② 平成29年度～平成31年度【拡充】

農業水利施設情報可視化事業（公共）[新規]

【65（一）百万円】

対策のポイント

基幹から末端に至る一連の施設の保全管理の充実、強化に向けて、県営造成施設の諸元、劣化状況等のGIS化を行い、情報の蓄積・共有・可視化を推進します。

<背景／課題>

- ・食料・農業・農村基本計画（平成27年3月閣議決定）においては、「基幹から末端に至る一連の農業水利施設の保全管理の充実、強化に向けて、地理情報システムを活用した情報の蓄積・共有・可視化を通じ、関係者間の共有を図る」と位置付けられています。
- ・平成26年度～28年度までの3年間で、国営造成水利施設の諸元、劣化状況等のGIS化を実施し、情報の蓄積・共有・可視化を図ったところです。
- ・今後、県営以下の末端に至るまでの一連の施設の情報の蓄積・共有・可視化の推進が必要です。
- ・このため、本事業においては、県営造成施設に焦点を当てて、諸元、劣化状況等のGIS化の取組を支援するものです。

政策目標

農業水利施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減の取組が効率的・効果的に行われることにより、地域の食料生産力を十分に発揮

<主な内容>

広域基盤整備計画調査対象地域内にあって、「受益面積500ha以上の地区内に存する県営造成施設（国営造成施設と一体不可分な国営附帯県営造成施設）」を対象に、GIS化の取組を支援します。

補助率：1／2
事業実施主体：都道府県
実施期間：平成31年度まで

[お問い合わせ先：農村振興局設計課（03-6744-2201）]

農業水利施設情報可視化事業【新規】

1. 背景

- 食料・農業・農村基本計画(平成27年3月閣議決定)においては、「基幹から末端に至る一連の農業水利施設の保安全管理の充実、強化に向けて、地理情報システムを活用した情報の蓄積・共有・可視化を通じ、関係者間の共有を図る」と位置付けられています。
- 平成26年度～28年度までの3年間で、国営造成水利施設の諸元、劣化状況等のGIS化を実施し、情報の蓄積・共有・可視化を図ったところです。
- 今後、県営以下の末端に至るまでの一連の施設の情報の蓄積・共有・可視化の推進が必要です。
- このため、本事業においては、県営造成施設に焦点を当てて、諸元、劣化状況等のGIS化の取組を支援するものです。

2. 事業内容

基幹から末端に至る一連の農業水利施設の保安全管理の充実、強化に向けて、県営造成施設の諸元、劣化状況等のGIS化を行い、情報の蓄積・共有・可視化の取組を支援する事業を創設

基幹から末端における整備イメージ



補助事業の対象

広域基盤整備計画調査対象地域内において、「受益面積500ha以上の地区内に存する県営造成施設(国営造成施設と一体不可分な国営附帯県営造成施設)」

3. 活用の例

- ・ 更新・補修費用の平準化、対策箇所の優先付けの検討
- ・ 突発事故や災害時の影響範囲の特定、迅速な対策、地域住民への避難の周知など

農山漁村地域整備交付金（公共）

【101,650（106,650）百万円】

対策のポイント

地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援します。

<背景／課題>

- ・地域の特色を活かした地域活性化を図るためには、地域の創意・工夫によって、生産現場の強化につながる農林水産業の基盤整備を進めることが重要です。
- ・また、農山漁村地域において、地震・津波対策はもとより、集中豪雨等の頻発化・激甚化に対応するためには、防災・減災対策を推進することが必要です。
- ・このため、都道府県の裁量により事業を実施することが可能な交付金を措置することにより、強い農林水産業のための基盤づくりを推進する必要があります。

政策目標

- 担い手が利用する面積が今後10年間（平成35年度まで）で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進
- 二酸化炭素の森林吸収量3.5%の確保等に必要な路網の整備
- 海岸堤防等の整備率69%（平成32年度）

<主な内容>（下線部は農村振興局関連事業の拡充内容）

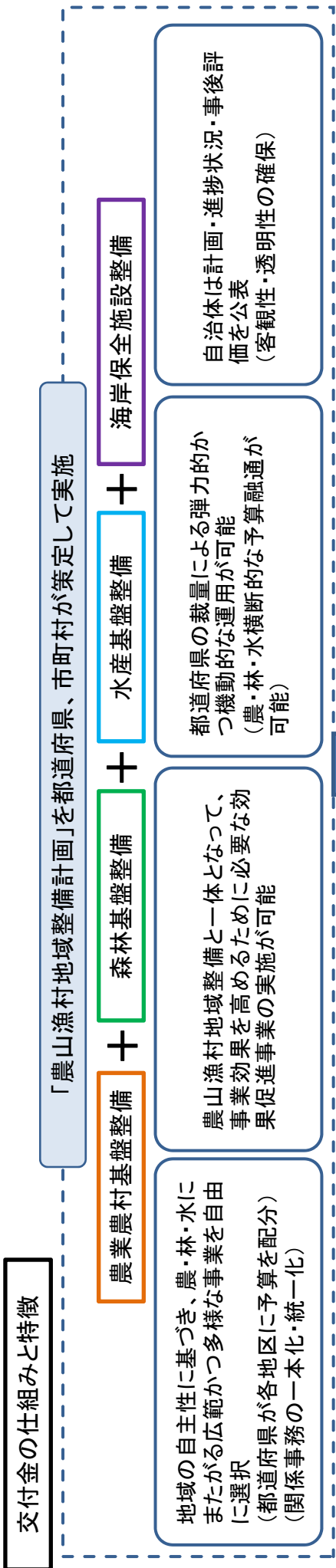
1. 都道府県又は市町村は、農山漁村地域整備の目標等を記載した農山漁村地域整備計画を策定し、これに基づき事業を実施します。
2. 農業農村、森林、水産の各分野において、農山漁村地域の生産現場の強化や防災力の向上のための事業を選択して実施することができます。
また、これと一体となって事業効果を高めるために必要な効果促進事業を実施することができます。
農業農村分野：農用地整備、農業用排水施設整備等
森林分野：予防治山、路網整備等
水産分野：漁港漁場整備、漁村環境整備、海岸保全施設整備等
3. 農地整備事業（通作条件整備）
過疎地域等の条件不利地域で実施する農道の保全対策を計画的に推進できるよう、同地域における「保全対策型」の受益面積要件を50haから30haとします。
4. 地域用水環境整備事業（小水力発電）
効率性・経済性を高めるための実施要件を追加し、引き続き発電が維持できるよう部分改修を追加します。

（国費率：1／2等）
事業実施主体：都道府県、市町村等

[お問い合わせ先：農村振興局地域整備課（03-6744-2200）]

農山漁村地域整備交付金

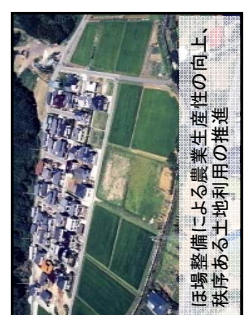
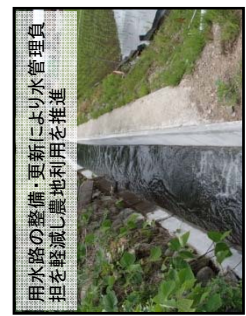
- 農山漁村地域の活性化を図るため、農林水産業の基盤整備を進めるとともに、地震・津波や集中豪雨等の頻発化・激甚化に対応した防災・減災対策を推進することが重要。
- 都道府県の裁量により、生産現場の強化や防災力の向上につながる強い農林水産業のための基盤づくりを推進。



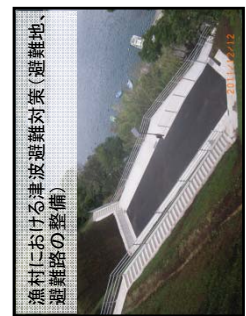
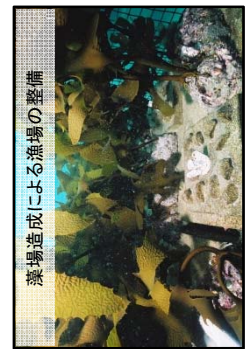
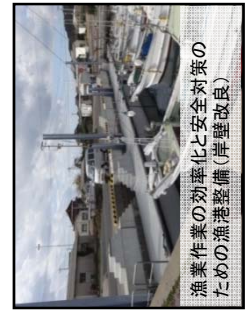
地域の創意工夫を活かした農山漁村地域の総合的な整備の実施

交付金を活用した事業の実施例

【農業農村基盤整備】



【水産基盤整備】



【森林基盤整備】



【海岸保全施設整備】



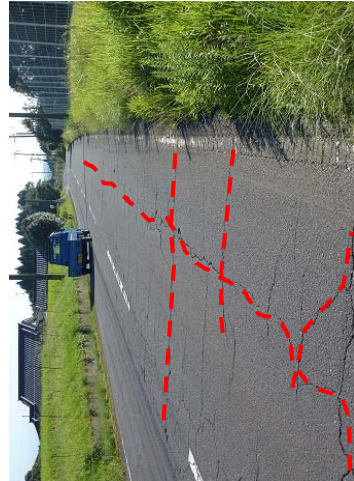
農山漁村地域整備交付金 農地整備事業(通作条件整備)(拡充)

- 近年、過疎地域等の条件不利地域において受益面積要件30haで整備してきた農道が劣化し、耐用年数を迎えるものが増加してきている。
- 農道の点検・診断や機能保全対策等を実施する「保全対策型」について、条件不利地域において、農道の保全対策の計画的な整備が促進できるよう、同地域における「保全対策型」の受益面積要件を50haから30haとする。

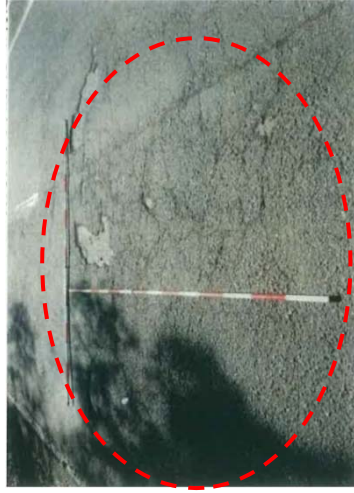
受益面積要件(現行)

	一般型(新設・改良)	保全対策型
条件不利地域※	30ha以上	合計50ha以上
一般地域	50ha以上	合計50ha以上

供用開始後、農業用機械や車両が繰り返し通行することにより、農道の劣化が進行



舗装の亀裂



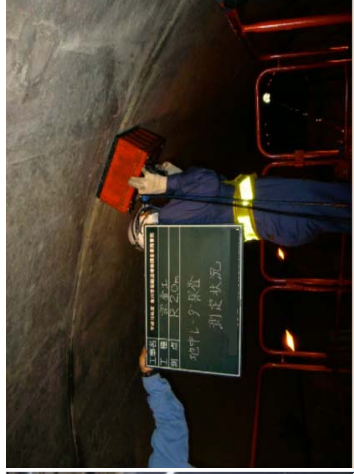
舗装の剥離

受益面積要件(実施要件の見直し)

	一般型(新設・改良)	保全対策型
条件不利地域※	30ha以上	合計30ha以上
一般地域	50ha以上	合計50ha以上



再舗装の実施

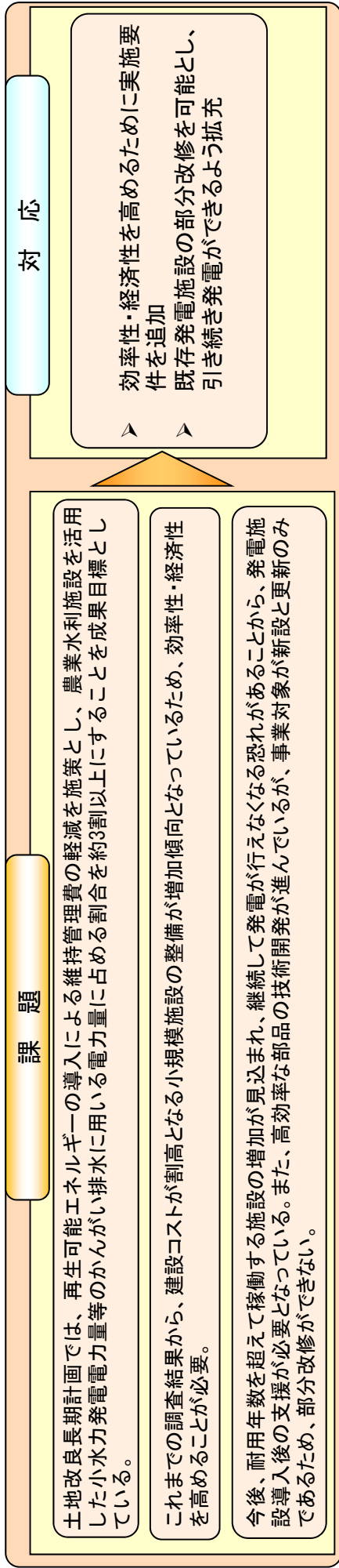


トンネルの点検・診断

※山村振興法、過疎地域自立促進特別措置法又は半島振興法に基づき指定された地域

農山漁村地域整備交付金 地域用水環境整備事業（小水力発電整備）（拡充）

○ 農業水利施設の適正な維持管理を確保するため、用水路の落差等を活用した小水力等発電施設の整備を促進します。



農業水利施設の包蔵水力を活用した小水力発電の施設整備を推進（下線は拡充内容）

<実施要件>

効率性・経済性を高めるため、売電収入が、発電施設の総合耐用年数の半分で発電事業者負担を賄えるよう要件を追加設定

$$\frac{\text{整備する施設が} \left[\text{建設費} \times \text{発電事業者負担率} \right] \div \left[\text{年間売電収入} - \text{年間維持管理費} \right]}{\leq \text{総合耐用年数} \times 1/2}$$

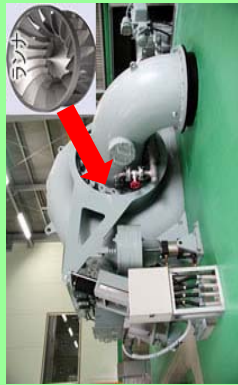
を満足すること



開水路の落差工を活用した小水力発電



除塵機



水車羽根車（ランナ）

<実施内容>

土地改良施設等の維持管理費節減を図るため、また既存発電施設が引き続き発電ができるよう、小水力発電施設整備への支援を実施

- ① 新設・更新
- ② 部分改修

〔補助率：1/2以内

事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区等〕

部分改修の例

- ☑ 除塵機を設置し発電効率を向上
- ☑ 水車羽根車をより効率の良いものに交換

小水力発電導入により土地改良施設の維持管理費の軽減を図る。

海岸事業（農地海岸）（公共）

【3, 289(3, 288) 百万円】

対策のポイント

海岸法に基づき、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護し、国土の保全に資するとともに、良好な営農条件を備えた沿岸農地の確保を図るため、海岸保全施設の整備を推進します。

<背景／課題>

- ・南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等において、海岸堤防等が十分に整備されていない農地海岸は約6割に及びます。また、熊本地震により未整備の農地海岸が多数被災を受けました。
- ・特に海拔ゼロメートル地帯に位置する有明海沿岸地域では、近年、高潮等に伴う浸水被害が頻発しており、災害リスクが増大しています。
- ・このため、海岸事業を行うことにより沿岸の優良農地等を災害から守り、食料の国内生産の確保を図るとともに、国民の生命、財産等の安全・安心を確保していく必要があります。

政策目標

南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率（計画高までの整備と耐震化）
（約37%（平成26年度末）→約57%（平成32年度末））

<主な内容>

国土保全上特に重要な海岸について、主務大臣が海岸管理者に代わり、自ら海岸保全施設の新設・改良を行います。

直轄海岸保全施設整備事業 3, 280(3, 279) 百万円

国費率：2/3等

事業実施主体：国

[お問い合わせ先：農村振興局防災課（03-6744-2199）]

災害復旧事業（農地・農業用施設等）（公共）

【8,005（7,981）百万円】

対策のポイント

地震、豪雨等により被災した農地・農業用施設及び海岸保全施設等を早期に復旧します。

<背景／課題>

- ・我が国は、国土の自然的、地理的条件から、暴風、洪水、高潮、地震等の災害を極めて受けやすい状況にあり、毎年多くの災害が発生しています。
- ・被災した農業地域の早期復旧により、**農業生産活動の維持と農業経営の安定**を図り、さらには**国土の保全及び農村地域の安全性を向上**させることが必要です。

政策目標

適切かつ速やかな災害復旧の実施

<主な内容>

- 1. 直轄農業用施設災害復旧事業** **721（152）百万円**
国が実施する土地改良事業により造成された農業用施設（ダム、頭首工、用排水機場、水路、農道、橋梁等）の災害復旧を実施します。
国費率：農林水産省65／100、北海道・離島・奄美85／100、沖縄90／100
（但し、農家1戸当たりの事業費により国費率の嵩上げ制度あり。）
事業実施主体：国
- 2. 特定災害復旧等海岸工事** **842（－）百万円**
「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）」等に基づき、国が被災地方公共団体に代わって、海岸保全施設の復旧等を実施します。
国費率：2／3
（但し、当該地方公共団体の標準税収入との割合により国費率の嵩上げ制度あり。）
事業実施主体：国
- 3. 直轄地すべり防止施設災害復旧事業** **13（13）百万円**
「地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）」の規定に基づき農林水産大臣が施行する直轄地すべり防止施設（排水施設、擁壁、土留工等）の災害復旧を実施します。
国費率：農林水産省2／3、北海道4／5
（但し、当該地方公共団体の標準税収入との割合により国費率の嵩上げ制度あり。）
事業実施主体：国
- 4. 農業用施設災害復旧事業** **4,047（5,193）百万円**
農業用施設（ダム、ため池、頭首工、用排水機場、水路、農道、橋梁、農地保全施設等）の災害復旧を実施します。
補助率：農林水産省・北海道・離島・奄美65／100、沖縄80／100
（但し、農家1戸当たりの事業費により補助率の嵩上げ制度あり。また、激甚災害に指定された場合、激甚法による補助率の嵩上げ制度あり。）
事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区等

5. 農地災害復旧事業 2, 335 (2, 478) 百万円

農地（水田、畑等）の災害復旧を実施します。

補助率：農林水産省・北海道・離島・奄美50/100、沖縄80/100
(但し、農家1戸当たりの事業費により補助率の嵩上げ制度あり。また、
激甚災害に指定された場合、激甚法による補助率の嵩上げ制度あり。)
事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区等

6. 海岸保全施設等災害復旧事業 47 (145) 百万円

「海岸法（昭和31年法律第101号）」により指定されている海岸保全区域において、
農地の保全に係る海岸保全施設（堤防、護岸、突堤等）の災害復旧を実施します。

「地すべり等防止法（昭和33年法律30号）」により指定されている地すべり防止区
域において、農地の保全に係る地すべり防止施設（排水施設、擁壁、土留工等）の
災害復旧を実施します。

補助率：農林水産省2/3、北海道・離島・奄美・沖縄4/5
(但し、当該地方公共団体の標準税収入との割合により補助率の嵩上げ制度あり。
また、激甚災害に指定された場合、激甚法による補助率の嵩上げ制度あり。)
事業実施主体：都道府県、市町村

[お問い合わせ先：農村振興局防災課（03-6744-2211）]

災害関連事業（農地・農業用施設等）（公共）

【158（182）百万円】

対策のポイント

災害復旧事業と併せて、再度災害防止のための隣接残存施設等の改築又は補強等を行います。

<背景／課題>

- ・我が国は、国土の自然的、地理的条件から、暴風、洪水、高潮、地震等の災害を極めて受けやすい状況にあり、毎年多くの災害が発生しています。
- ・被災した農業地域において、災害復旧事業と併せて、再度災害防止のための隣接残存施設等の改築、補強等を行い、農業生産活動の維持と農業経営の安定を図り、さらには国土の保全及び農村地域の安全性を向上させる必要があります。

政策目標

災害復旧と併せた再度災害の防止及び速やかな災害復旧の実施

<主な内容>

災害復旧事業に併せて、再度災害防止のための隣接残存施設等の改築又は補強、緊急に地すべり防止工事が必要となった場合の地すべり防止工事及び農村生活環境施設等の復旧を行います。

- 直轄地すべり対策災害関連緊急事業
- 農業用施設災害関連事業
- ため池災害関連特別対策事業
- 特殊地下壕対策事業
- 農地災害関連区画整備事業
- 海岸保全施設等災害関連事業
- 災害関連農村生活環境施設復旧事業
- 災害関連緊急地すべり対策事業
- 災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業

〔国費率、補助率：2／3、1／2等〕
〔事業実施主体：国、地方公共団体等〕

[お問い合わせ先：農村振興局防災課（03-6744-2211）]